

当初証拠金の算出方法等の一部見直しに伴う
「国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則」等の一部改正について

I. 改正趣旨

当社の国債店頭取引清算業務において、市場変動時のプロシクリカリティを抑制するとともに、より精緻に市場環境を反映させるよう、当初証拠金における算出項目の観測期間等について見直すこととし、国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

(備 考)

1. 当初証拠金所要額の算出方法の見直し

- ・ 時価変動リスクファクターの算出について、観測期間を過去250日又は500日とし、これらの観測期間にストレス日として当社の定める日を加えて算出された値のうち最も大きいものを採用する。
- ・ 銘柄別基準スプレッドの見直しのために行うマーケットサーベイの実施時期を3月、6月、9月及び12月とする。

・ 国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則別表

2. 清算基金所要額における臨時変更規定の整備

- ・ 清算参加者が合併する場合その他当社が必要と認める場合には、国債店頭取引清算基金所要額を臨時に変更できるものとする。

・ 国債店頭取引清算基金所要額に関する規則第2条

3. その他

- ・ その他、所要の改正を行う。

III. 施行日

2019年4月1日から施行する。ただし、II. 1. の時価変動リスクファクターの算出に係る見直しについては2019年4月22日から施行する。

以 上

当初証拠金の算出方法等の一部見直しに伴う
国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

- | | | |
|----|-----------------------------------|---|
| 1. | 国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表 | 3 |
| 2. | 国債店頭取引清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表 | 9 |

国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(当初証拠金所要額の変更)</p> <p>第3条 当社は、清算参加者が次の各号に掲げる事項に該当することとなったときは、前条の規定にかかわらず、当社が必要と認める期間、当該清算参加者の当初証拠金所要額（第2号に該当することとなった場合には信託口に係るものを除く。）を引き上げることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 清算参加者の当初証拠金所要額（信託口に係るものを除く。以下この号において同じ。）（その親会社等から親会社等保証を受けた清算参加者（以下「親会社等保証特例適用先」という。）にあつては、当該親会社等保証特例適用先の当初証拠金所要額に当該親会社等保証特例適用先の親会社等（当該親会社等保証特例適用先のために親会社等保証を行う親会社等に限る。以下本号において同じ。）の当初証拠金所要額を加算した額、親会社等保証特例適用先の親会社等である清算参加者にあつては、当該親会社等である清算参加者の当初証拠金所要額に当該親会社等保証特例適用先の当初証拠金所要額を加算した額）が、当該清算参加者（親会社等保証特例適用先にあつては、当該親会社等保証特例適用先の親会社等）の純財産額（金融商品取引業者以外の者にあつては、純資産額又はこれに相当する額）に当社が定める率を乗じた額以上となったとき。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(複数のネットィング口座を開設している清算</p>	<p>(当初証拠金所要額の変更)</p> <p>第3条 当社は、清算参加者が次の各号に掲げる事項に該当することとなったときは、前条の規定にかかわらず、当社が必要と認める期間、当該清算参加者の当初証拠金所要額（第2号に該当することとなった場合には信託口に係るものを除く。）を引き上げることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 清算参加者の当初証拠金所要額（信託口に係るものを除く。以下この号において同じ。）（その親会社等から親会社等保証を受けた清算参加者（以下「親会社等保証特例適用先」という。）にあつては、当該親会社等保証特例適用先の当初証拠金所要額額に当該親会社等保証特例適用先の親会社等（当該親会社等保証特例適用先のために親会社等保証を行う親会社等に限る。以下本号において同じ。）の当初証拠金所要額を加算した額、親会社等保証特例適用先の親会社等である清算参加者にあつては、当該親会社等である清算参加者の当初証拠金所要額に当該親会社等保証特例適用先の当初証拠金所要額を加算した額）が、当該清算参加者（親会社等保証特例適用先にあつては、当該親会社等保証特例適用先の親会社等）の純財産額（金融商品取引業者以外の者にあつては、純資産額又はこれに相当する額）に当社が定める率を乗じた額以上となったとき。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(複数のネットィング口座を開設している清算</p>

参加者の特例)

第4条 複数のネットィング口座を開設している清算参加者について、次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合には、これらの規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第3条第1項(第2号を除く。)	(略)	(略)
第3条第1項第2号	清算参加者の当初証拠金所要額	清算参加者のネットィング口座ごとの当初証拠金所要額の合計額
	親会社等保証特例適用先の当初証拠金所要額に	親会社等保証特例適用先のネットィング口座ごとの当初証拠金所要額の合計額に
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 親会社等保証特例適用先の親会社等(当該親会社等保証特例適用先のために親会社等保証を行う親会社等に限る。)が複数のネットィング口座を開設している場合において、当該親会社等保証特例適用先について次の表の上欄に掲げる規定を適用するときは、この規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第1項第2号	親会社等(当該親会社等保証)	親会社等(当該親会社等保証特例)
-----------	----------------	------------------

参加者の特例)

第4条 複数のネットィング口座を開設している清算参加者について、次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合には、これらの規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第3条第1項	(略)	(略)
第3条第1項第2号	清算参加者の当初証拠金所要額	清算参加者のネットィング口座ごとの当初証拠金所要額の合計額
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 親会社等保証特例適用先の親会社等(当該親会社等保証特例適用先のために親会社等保証を行う親会社等に限る。)が複数のネットィング口座を開設している場合において、当該親会社等保証特例適用先について次の表の上欄に掲げる規定を適用するときは、この規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第1項第2号	当該親会社等保証特例適用	当該親会社等保証特例適用先の
-----------	--------------	----------------

号	<u>証特例適用先のために親会社等保証を行う親会社等に限る。以下本号において同じ。）の当初証拠金所要額</u>	<u>適用先のために親会社等保証を行う親会社等に限る。以下本号において同じ。）のネットイング口座ごとの当初証拠金所要額の合計額</u>
---	---	---

3 親会社等保証特例適用先が複数のネットイング口座を開設している場合において、当該親会社等保証特例適用先の親会社等（当該親会社等保証特例適用先のために親会社等保証を行う親会社等に限る。）である清算参加者については、この規定の同表の上欄に掲げる規定を適用するときは、この規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第1項第2号	<u>親会社等保証特例適用先の当初証拠金所要額を</u>	<u>親会社等特例適用先のネットイング口座ごとの当初証拠金所要額の合計額を</u>
-----------	------------------------------	---

4 (略)

平成30年5月1日改正付則

1 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年

号	<u>先の親会社等の当初証拠金所要額</u>	<u>親会社等のネットイング口座ごとの当初証拠金所要額の合計額</u>
---	------------------------	-------------------------------------

3 親会社等保証特例適用先が複数のネットイング口座を開設している場合において、当該親会社等保証特例適用先の親会社等（当該親会社等保証特例適用先のために親会社等保証を行う親会社等に限る。）である清算参加者については、この規定の同表の上欄に掲げる規定を適用するときは、この規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第1項第2号	<u>清算参加者（当該親会社等が同項に規定する保証をする者に限る。）の当初証拠金所要額</u>	<u>当該親会社等特例適用先のネットイング口座ごとの当初証拠金所要額の合計額</u>
-----------	---	--

4 (略)

平成30年5月1日改正付則

1 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、この規則を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年5月

5月1日以後の当社が定める日から施行する。
この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。

別表

当初証拠金所要額の算出に関する表

- 1 (略)
- (1) (略)
- (2) (略)
- a～c (略)
- (注) 1. 本号における「時価変動リスクファクター」とは、国債の再構築コストを算出するために過去250日間及び過去500日間のそれぞれにストレス日として当社が定める日を加えた期間の各日における銘柄別の時価の3日間の変動率の99%をカバーする水準のうち最も大きい値として当社が定める値（物価連動国債の場合は、時価変動リスクファクターの適用開始日から適用終了日までの間の各日における連動係数の3日間の変動をカバーする水準として当社が定める値を加算する。）をいう（第3項において同じ。）。
2. (略)
- (3) (略)
- a・b (略)
- c (略)
- (a) (略)
- (b) 本cにおけるレポレート変動リスク

1日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この規則の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。

別表

当初証拠金所要額の算出に関する表

- 1 (略)
- (1) (略)
- (2) (略)
- a～c (略)
- (注) 1. 本号における「時価変動リスクファクター」とは、国債の再構築コストを算出するために過去250日間の各日における銘柄別の時価の3日間の変動率の99%をカバーする水準として当社が定める値（物価連動国債の場合は、時価変動リスクファクターの適用開始日から適用終了日までの間の各日における連動係数の3日間の変動をカバーする水準として当社が定める値を加算する。）をいう（第3項において同じ。）。
2. (略)
- (3) (略)
- a・b (略)
- c (略)
- (a) (略)
- (b) 本cにおけるレポレート変動リスク

に係る平均POMAは、計算日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）から起算して過去120日間の各日における当該清算参加者のレポレート変動リスクに係る平均POMA計算用POMAのうち、金額の大きいものから20日分の額の平均額（円位未満は切り捨てる。）とする。

(c) (略)

(注) 1. 本号における「レポレート変動リスク gross 金額」とは、清算対象取引に係る総引渡数量と総受領数量の差引数量の時価評価額（銘柄後決め現先取引等の場合にあつては、スタート受渡金額）にレポレート変動リスクファクターを乗じた額に、レギュラー受渡日（計算日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）をいう。以下同じ。）の翌日から起算して決済日等までの日数を365で除した数値（決済日等がレギュラー受渡日より前の場合には決済日等から起算してレギュラー受渡日の前日までの日数を365で除した数値、決済日等がレギュラー受渡日の場合にはゼロとする。）を乗じた金額をいう。

2. ～5. (略)

(4) (略)

a・b (略)

c (略)

(a) (略)

(b) 本cにおける平均取引執行コスト相当額は、計算日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）から起算して過

に係る平均POMAは、計算日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）から起算して過去120日間の各日におけるレポレート変動リスクに係る平均POMA計算用POMAのうち、金額の大きいものから20日分の額の平均額（円位未満は切り捨てる。）とする。

(c) (略)

(注) 1. 本号における「レポレート変動リスク gross 金額」とは、清算対象取引に係る総引渡数量と総受領数量の差引数量の時価評価額（銘柄後決め現先取引等の場合にあつては、スタート受渡金額）にレポレート変動リスクファクターを乗じた額に、レギュラー受渡日の翌日から決済日等までの日数を365で除した数値（決済日等がレギュラー受渡日より前の場合には決済日等から計算日までの日数を365で除した数値、決済日等がレギュラー受渡日の場合にはゼロとする。）を乗じた金額をいう。

2. ～5. (略)

(4) (略)

a・b (略)

c (略)

(a) (略)

(b) 本cにおける平均取引執行コスト相当額は、計算日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）から起算して過

去120日間の各日における当該清算参加者の平均取引執行コスト相当額計算用取引執行コスト相当額のうち、金額の大きいものから20日分の額の平均額（円位未満は切り捨てる。）とする。

（注）（略）

2 （略）

3 第1項第2号における時価変動リスクファクター及び相殺比率、同項第3号におけるレポレート変動リスクファクター並びに同項第4号における銘柄別基準スプレッド（以下「当社設定値」という。）は、次の各号に定めるところにより見直しを行い、清算参加者に通知する。

（1）・（2） （略）

（3） 銘柄別基準スプレッド 見直しは毎年3月、6月、9月及び12月の初日を基準とする清算参加者からの申告により行うものとし、見直しに係る月の15日目の日から見直し後の銘柄別基準スプレッドを適用する。

（4） （略）

4 （略）

付 則

この改正規定は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表「当初証拠金所要額の算出に関する表」第1項第2号（注）1. の改正規定は、平成31年4月22日から施行する。

去120日間の各日における平均取引執行コスト相当額計算用取引執行コスト相当額のうち、金額の大きいものから20日分の額の平均額（円位未満は切り捨てる。）とする。

（注）（略）

2 （略）

3 第1項第2号における時価変動リスクファクター及び相殺比率、同項第3号におけるレポレート変動リスクファクター並びに同項第4号における銘柄別基準スプレッド（以下「当社設定値」という。）は、次の各号に定めるところにより見直しを行い、清算参加者に通知する。

（1）・（2） （略）

（3） 銘柄別基準スプレッド 見直しは毎年1月、4月、7月及び10月の初日を基準とする清算参加者からの申告により行うものとし、見直しに係る月の10日目の日から見直し後の銘柄別基準スプレッドを適用する。

（4） （略）

4 （略）

国債店頭取引清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(国債店頭取引清算基金所要額)</p> <p>第2条 各清算参加者の国債店頭取引清算基金所要額は、清算参加者ごとに毎営業日、別表「国債店頭取引清算基金所要額の算出に関する表」により算出される額（以下「国債店頭取引清算基金基礎所要額」という。）と1億円のいずれか大きい額とする。<u>ただし、当社は、清算参加者が合併する場合その他当社が必要と認める場合は、国債店頭取引清算基金所要額を臨時に変更することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">平成30年5月1日改正付則</p> <p>1 この<u>改正規定</u>は、平成30年5月1日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、<u>改正後の規定</u>を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年5月1日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この<u>改正規定</u>の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>(国債店頭取引清算基金所要額)</p> <p>第2条 各清算参加者の国債店頭取引清算基金所要額は、清算参加者ごとに毎営業日、別表「国債店頭取引清算基金所要額の算出に関する表」により算出される額（以下「国債店頭取引清算基金基礎所要額」という。）と1億円のいずれか大きい額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">平成30年5月1日改正付則</p> <p>1 この<u>規則</u>は、平成30年5月1日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、<u>この規則</u>を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成30年5月1日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この<u>規則</u>の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。</p>